

法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の税率改正について (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

平成26年度税制改正において、消費税及び地方消費税の税率の引上げに際し、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、次のとおり改正が行われましたので、その概要についてお知らせします。

なお、改正前後の法人が負担する税合計額は概ね一致し、税負担額が増えることのないよう制度設計されています。

《改正の概要》

- 「法人県民税（法人税割）」、「法人市町村民税（法人税割）」の税率を引き下げるとともに、「地方法人税（国税）」が創設されました。「地方法人税（国税）」の申告納付は国（税務署）に対して行い、その税込全額が地方交付税の原資とされます。
- 「地方法人特別税」の規模を1/3縮小し、「法人事業税」に還元されることに伴い、「法人事業税（所得割・収入割）」、「地方法人特別税」の税率が改正されました。

※ 改正後の各税率については、別紙「税率表」をご覧ください。

※ 「法人市町村民税（法人税割）」の詳細については市町村、「地方法人税」の詳細については税務署にお問合わせください。

《予定申告に関する経過措置》

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度における予定申告については、次のとおり経過措置が設けられています。

- 法人県民税（法人税割）
前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数
- 法人事業税
前事業年度の法人事業税額（割毎の額） ÷ 前事業年度の月数 × 7.5
- 地方法人特別税
前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 4.0

法人県民税 税率表

法人の区分	均等割		法人税割			
	平成19年3月31日以前に終了した事業年度	平成19年4月1日以後に終了する事業年度	平成26年9月30日以前に開始する事業年度		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	
			法人税額年1,000万円以下	法人税額年1,000万円超及び清算所得に対する法人税額	法人税額年1,000万円以下	法人税額年1,000万円超
公共法人・公益法人（均等割のみ課される法人）			課税されません。			
公益法人及び人格のない社団等（収益事業を行う場合）						
一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く）	年額 20000円	年額 22000円	5.0%	5.8%	3.2%	4.0%
資本金等の額を有しない法人（相互会社を除く）						
資本金等の額が1,000万円以下の法人						
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 50000円	年額 55000円				
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130000円	年額 143000円				
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540000円	年額 594000円				
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800000円	年額 880000円				
保険業法に規定する相互会社	総資産から総負債を控除した純資産額を資本金等の額とみなして上記区分を適用					
資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人	資本金等の区分に応じて上記区分を適用					

- 注1 平成19年4月1日以後に終了する事業年度からの均等割額には、「やまがた緑環境税（均等割の標準税額の10%相当額）」が加算されています。
- 注2 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいいます。
なお、確定申告は事業年度の末日、予定申告は前事業年度の末日、仮決算に基づく中間申告は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日の前日における現況により判定します。
- 注3 山形県内に事務所又は事業所を有していた期間が1年に満たない場合の均等割の額は、 $\{(年税額) \times (事務所又は事業所を有していた月数) \div 12\}$ で計算した額となります。
この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てます。
- 注4 事業年度が1年に満たない場合の「法人税額年1,000万円以下」の判定については、 $\{(1,000万円) \times (事業年度の月数) \div 12\}$ で計算した金額で適用します。
この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 注5 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人についての「法人税額年1,000万円以下」の判定は、関係都道府県に分割される前の総額によります。
- 注6 法人税において連結納税が適用される法人については、「法人税額」を「個別帰属法人税額」と、「事業年度」を「連結事業年度」と読み替えます。（以下同じ。）
- 注7 一般社団法人及び一般財団法人の非営利型に分類される法人については、法人税法第2条第6号による公益法人等に含まれ、収益事業を行った場合は、その所得に対する法人税割も課税されます。

法人事業税 税率表

法人の区分		課税標準		税率		
				H20.10.1以後に開始する事業年度	H26.10.1以後に開始する事業年度	
所得金額課税法人	普通法人（外形標準課税法人以外の法人）、公益法人等（特別法人以外の法人）	所得割	軽減税率適用	所得のうち年 400 万円以下の金額	2.7%	3.4%
			所得のうち年 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	5.1%	
			所得のうち年 800 万円超の金額	5.3%	6.7%	
		軽減税率不適用	3 都道府県以上に事務所等を有し、資本金又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人	5.3%	6.7%	
	清算所得	5.3%	—			
	特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得割	軽減税率適用	所得のうち年 400 万円以下の金額	2.7%	3.4%
			所得のうち年 400 万円超の金額	3.6%	4.6%	
			軽減税率不適用	3 都道府県以上に事務所等を有し、資本金又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人	3.6%	4.6%
清算所得		3.6%	—			
収入金額課税法人 電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人		収入割	収入金額		0.7%	0.9%
外形標準課税対象法人	所得割	軽減税率適用	所得のうち年 400 万円以下の金額	1.5%	2.2%	
			所得のうち年 400 万円超 800 万円以下の金額	2.2%	3.2%	
			所得のうち年 800 万円超の金額	2.9%	4.3%	
		軽減税率不適用	3 都道府県以上に事務所等を有する法人	2.9%	4.3%	
		清算所得	2.9%	—		
	付加価値割	付加価値額		0.48%	0.48%	
資本割	資本金等の額		0.2%	0.2%		

- 注1 事業年度が1年に満たない場合の軽減税率適用の所得区分は、{(所得区分の金額) × (事業年度の月数) ÷ 12} により計算した金額に読み替えて適用します。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 注2 外形標準課税は、平成16年4月1日以後に開始した事業年度分から適用され、各事業年度終了の日における資本金又は出資金の額により判定します。
- 注3 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税が廃止され通常の所得課税となります。

地方法人特別税 税率表

法人の区分	課税標準額	税率	
		H20.10.1以後に開始する事業年度	H26.10.1以後に開始する事業年度
付加価値割、資本割及び所得割の合算額によって法人事業税を課税される法人	基準法人所得割額	148%	67.4%
所得割によって法人事業税を課税される法人	基準法人所得割額	81%	43.2%
収入割によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	81%	43.2%

- 注1 地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。
- 注2 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは、上記法人事業税税率表により計算された税額です。